

## 行政手続における押印見直し（脱ハンコ）に向けた取組みについて

総 務 部

## 1. 経緯と現状

市では、政府における行政手続上の「脱ハンコ」の動きを受け、令和2年11月から市における行政手続上の「脱ハンコ」に向けた見直しを進めています。

市民等の行政手続上の負担軽減を図ることを主目的として、原則として市の業務上の手続において市民等に対し押印を求めない考えのもと、全庁的に対象となる業務・手続の抽出作業に取り組みました。

これまでの見直し作業の結果、現在押印を求めている601業務の1,734手続のうち、押印を廃止することができる手続数は1,465手続となっており、残り269手続について押印を継続する予定です。

ただし、269手続のうち現時点では法令（県条例を含む）や他機関の定めとの兼合い等によって、押印が廃止できない手続が214手続あり、今後の押印見直しの流れによってはさらに押印を廃止する手続数は増加する可能性があります。

なお、残りの55手続については、契約書、第三者への委任状等の本人確認を担保する必要がある手続となっています。

|      |                    |          |       |
|------|--------------------|----------|-------|
| 現 状  | 押印を求めている手続         | 1,734 手続 |       |
| 見直し後 | 押印を廃止する手続          | 1,465 手続 | 84.5% |
|      | 押印を継続する手続          | 269 手続   | 15.5% |
|      | 法令等の定め（他機関含む）があるもの | 214 手続   |       |
|      | 本人確認を担保する必要があるもの   | 55 手続    |       |

## 2. 押印見直しの考え方

見直しの中では、国（内閣府）から提供された「地方公共団体における押印見直しマニュアル」（令和2年12月18日初版）を参考としながら、市民等に新たな負担を課さないことを基本として、次のような考え方で作業を進めています。

## 押印の見直しの考え方（方針）

| これまでの手続パターン   | 見直し後の手続パターン                                            | 見直し後の手続数 |
|---------------|--------------------------------------------------------|----------|
| ① 記名＋認印       | <b>A 記名</b><br>ただし、委任状など本人意思の確認を担保する必要があるものに限りBとすることも可 | 1,405 手続 |
| ② 署名 又は 記名＋認印 |                                                        |          |
| ③ 署名＋認印       | <b>B 署名 又は</b><br><b>記名＋本人確認ができる書面等の提示</b>             | 60 手続    |
| ④ 署名          |                                                        |          |
| ⑤ 実印          | <b>C 実印</b><br>ただし、印鑑証明書の提出を求めている手続（照合していない手続）は除く      | 11 手続    |
|               | （※ 認印等の押印を継続する手続）                                      | 258 手続   |

（注）上記手続数は、今後の見直しによって変動する場合があります。

### （備 考）

- 記名・・・ 氏名記入について、自署、代筆、印刷、スタンプ等のいずれによるかを問わないもの  
署名・・・ 氏名記入について、本人が自署するもの  
認印・・・ 押印について、実印、三文判、シャチハタのいずれによるかを問わないもの  
実印・・・ 押印について、登録印によるもの（法人の登記印含む）

## 3. 条例改正について

今回の押印見直しに伴い、当市において押印手続を定めている条例が6件あることから、うち5件について押印を廃止する方向で検討しました。このため、令和3年第1回飛騨市議会定例会において、次の条例案を上程する予定です。

### 〔条例案の名称〕

『 飛騨市行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例 』

### 〔改正の対象となる条例とその内容〕

- ・ 飛騨市固定資産評価審査委員会条例 （審査申出書等への押印要件の削除）
- ・ 飛騨市職員の服務の宣誓に関する条例 （宣誓書様式の押印欄の削除）
- ・ 飛騨市火入れに関する条例 （申請書様式の押印欄の削除）
- ・ 飛騨市林道維持管理条例 （申請書様式の押印欄の削除）
- ・ 飛騨市市営住宅駐車場管理条例 （申請書等様式の押印欄の削除）

### 〔改正の対象としない条例とその理由〕

- ・ 飛騨市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例 （法令の定めあり）

#### 4. その他

現在、条例以外の例規（規則、告示、訓令等）についても改正手続を進めるべく、全庁的に作業を進めています。対象となる例規は400件を超える数となるため、3月末までに整理を行います。

また、会計処理上の「請求書」への押印見直しについても会計事務局において準備を進めています。

押印を廃止する諸手続、会計処理上の請求書への押印の取扱いについては、改めて市民及び市内事業者等へ周知します。

【担当部署】 飛騨市役所  
総務部総務課行政係  
電話：0577-73-7461